

## 生徒心得

1. 高校生としての自覚、浜高生としての誇りを持って行動するにあたり、生徒心得を定める。
2. 学業が生徒としての本分であることを自覚して生活すること
3. 部活動に進んで参加し、心身の健全な発達を目指すこと。
4. 制服についての規程
  - (1) 通学時、授業中および学校教育活動中は制服を着用すること。
  - (2) 制服についての詳細は別に定める。
  - (3) タイプ A の制服については次のことに留意すること。
    - ① 学生服のボタンについては浜高のボタンをつけること。
    - ② 夏季に学生服を着用しない場合は白色のカッターシャツまたは開襟シャツを着用すること。
  - (4) 登下校時にはそれにふさわしい靴を履くこと。
  - (5) 5月1日から10月31日を夏服使用期間とする。この期間は夏服・冬服のどちらを着用してもよいこととする。
  - (6) 学校教育活動中に制服以外の服装で過ごす場合は、担任または部顧問を通じて生徒部に届け出ること。
5. 頭髪および服装等に関する留意事項について
  - (1) 頭髪について
    - ① 高校生らしい自然な髪型であること。(パーマ、染色、脱色、エクステ等の加工は禁止)
    - ② ヘアーバンド、髪留め等は黒、紺、茶色のものに限る。
  - (2) 校章・学年章について
    - ① タイプ A の制服には左襟に学年章、右襟に校章をつけること。
    - ② タイプ B の制服には、校章、学年章を台地に固定したものを左胸につけること。
    - ③ 夏服には校章、学年章をつけなくてもよい。
  - (3) ソックスについて
    - ① 白、紺、黒が主体で、ワンポイントやライン等が華美にならないものとする。
    - ② ルーズソックスやレッグウォーマーは禁止する。
    - ③ ストッキングは黒またはベージュに限る。
  - (4) 化粧、装飾品等について
    - ① 化粧をしてはならない。
    - ② マニキュアなどによる爪の加工はしないこと。
    - ③ ピアス(耳に穴を開けることをしない)、イヤリング、ネックレス、指輪等の装飾品を身につけないこと。
  - (5) コート等については簡素、端正であること。

6. 学校生活全般について
  - (1) 授業日には登校すること。やむを得ず欠席および遅刻するときは8:15までに学校へ連絡すること。
  - (2) 登校後は終礼終了まで外出してはならない。やむを得ない理由で外出するときおよび早退するときは学級担任(副担任)に届け出て許可を得ること。また保健室で休養をしなければならないとき等は学級担任(副担任)または授業担当教員に届け出ること。
  - (3) 授業および部活動等に必要な物品以外のものおよび多額の現金等、学校における教育活動に必要なもの持参しない。
  - (4) 学校内での生活については次の点に留意すること。
    - ① 校舎内では所定の上履きを使用すること。
    - ② 弁当および購買等で販売しているものの飲食は、小ホール、教室および汐里の庭を利用すること。
    - ③ 居残って学習等をする場合、19:00には下校すること。
    - ④ 部室への出入りは朝礼開始後終礼終了までできない。
    - ⑤ 掲示物、配布物等はすべて生徒指導部の承認を必要とする。
      - (1) 生徒の掲示物は原則として生徒会掲示板を使用する。
      - (2) 掲示物はすべて責任の所在を明記する。(学年、組、氏名、部名等)
      - (3) 掲示物の掲示期間は1週間を原則とする。
      - (4) 外部より依頼された掲示物については、学校長の承認を必要とする。
      - (5) 個人を誹謗中傷するもの、特定の団体を支持又は非難するもの等については認めない。
    - ⑥ 募金、文書配布、アンケート等の行為を許可なく行ってはならない。
  - (5) 自転車通学を希望する場合は、許可申請書を提出すること。その書式については別に定める。また自転車には所定のステッカー式の鑑札をつけること。
  - (6) スマートフォンを校内に持ち込む場合は、別途定める所持規程を遵守すること。
  - (7) 保護者の監督のない校外での活動、旅行および外泊等は、事前に学級担任を通じて届け出て許可を受ける。
  - (8) アルバイトは原則として禁止する。ただし家庭の事情により強い要望がある場合は、保護者の責任の下に許可する場合がある。所定の許可願を生徒指導部に提出すること。
  - (9) 自動車運転免許、原動機付き自転車を含めた自動二輪免許の取得および自動車学校への入校は原則として禁止する。ただし3年生で進路先が確定しており免許取得の必要が認められた生徒については、特別授業

期間中からの入校を特別に許可する。

(10) 夜間の外出は慎むこと。

(11) パチンコ店等の風俗営業店へ出入りしてはならない。

#### 附 記

平成6年1月1日から改正施行する。

平成13年4月1日から改正施行する。

平成25年4月1日から改正施行する。

平成30年4月1日から改正施行する。

令和3年4月1日から改正施行する。

令和3年5月27日から改正施行する。

令和6年6月10日から改正施行する。

### スマートフォンの持ち込み許可に関すること

本来学校における教育活動では、スマートフォンは原則必要ないものである。校内では学習・部活動等に全力を尽くすこと。

しかし、どうしてもスマートフォンを所持しなければならない理由のあるものは、次の項目を厳守することで校内への持ち込みを認める。

1. スマートフォンを校内へ持ち込むための条件(スマートフォン所持規程)

- 生徒昇降口に入る前に電源を切ること。
- 終礼後校舎を出るまでは電源を入れないこと

2. スマートフォン所持規程に違反した場合

- (1) その場で電源を切り、関係教員より指導注意を受け、保護者に連絡をする。
- (2) 違反を繰り返す場合やその他の違反に対する指導は、生徒部で審議決定する。

この規程は、平成25年4月1日より改正施行する。

この規程は、令和6年1月9日より改正施行する。

この規程は、令和7年4月4日より改正施行する。

### 自転車通学の許可に関すること

1. 自転車通学のための条件

- 通学用として使用する自転車には、ライト、反射板、施錠のための設備が整っており、ブレーキ等がきちんと作動すること
- 防犯登録がしてあること

2. 許可申請書の提出

自転車通学を希望する者は、所定の様式による許可申請書を提出すること

3. 自転車通学が許可された場合

- 使用する雨合羽を持参の上、生徒指導部でステッカー一式の鑑札を購入すること
- 鑑札を自転車に貼付し、自転車は所定の自転車置き場に駐輪すること

4. 自転車通学のマナー

○ 交通ルールを遵守すること

・無灯火、二人乗りの厳禁

・運転中に携帯電話を利用したり、ヘッドフォンを使用してはいけない等

○ 自宅、校地内の自転車置き場にかかわらず、自転車から離れるときには施錠をすること

○ 自転車置き場へは連隊跡石碑脇から出入りすること

この規程は、平成25年4月1日より改正施行する。

令和3年4月1日より改正施行する。

### 生徒の車両に関する規程

#### 免許取得

1. 原動機付自転車の免許取得についてはこれを認めない。ただし通学的手段としてこれが必要不可欠であることに加え特別考慮すべき事情のある場合はその限りではない。
2. 自動二輪の免許取得は認めない。
3. 普通自動車免許取得のための自動車学校入校は、原則として3年生進路決定者で、卒業後の生活に必要な者に限り、3学期の正規授業期間終了以後にこれを認める。希望者は、事前にその旨を届出なければならない。詳細は別に定める。

#### 車両の運転

1. 運転免許を所有した者は、本校在学中、学校の許可なくして、自転車以外の車両を運転してはならない。

#### 附 則

この規程は昭和57年4月1日から施行する。

この規程は平成8年4月1日から改正施行する。

この規程は平成13年4月1日から改正施行する。

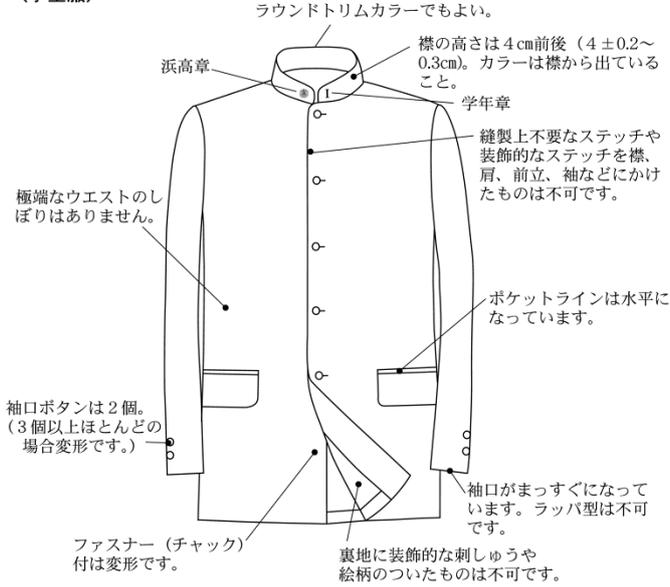
この規程は平成25年4月1日から改正施行する。

# 制服

## タイプ A

学生服とスラックス（ズボン）の標準タイプを図示しました。各メーカーによって細部の差異はありますが、大きな違いはありません。

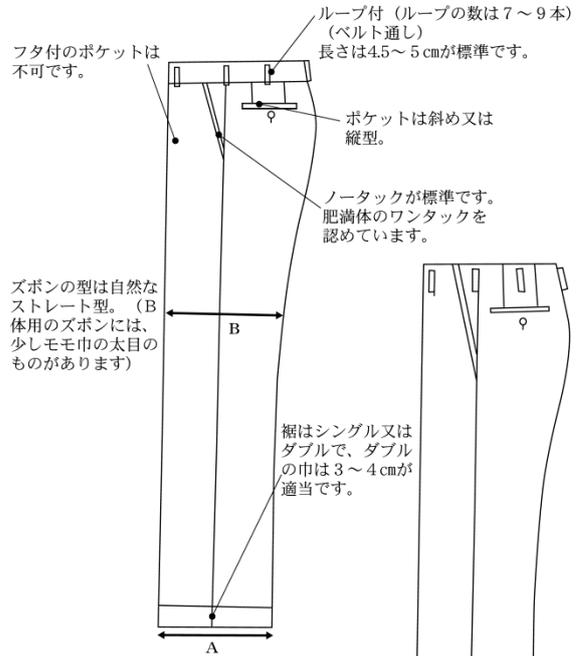
### （学生服）



### 備考

上着丈は、まっすぐ指を伸ばして、中指の第2関節くらいまでの長さです。

### （スラックス）



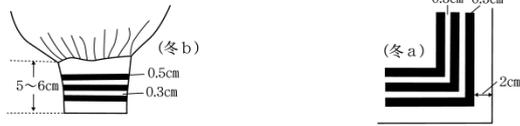
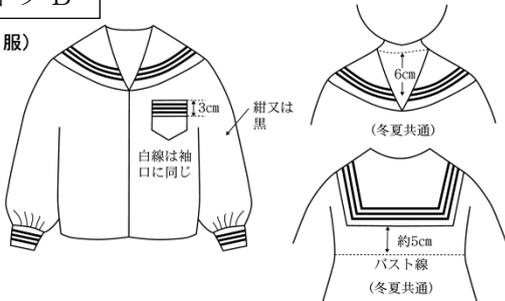
### （H型）

上のような型のズボンが標準型となっています。

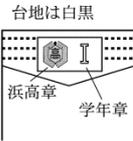
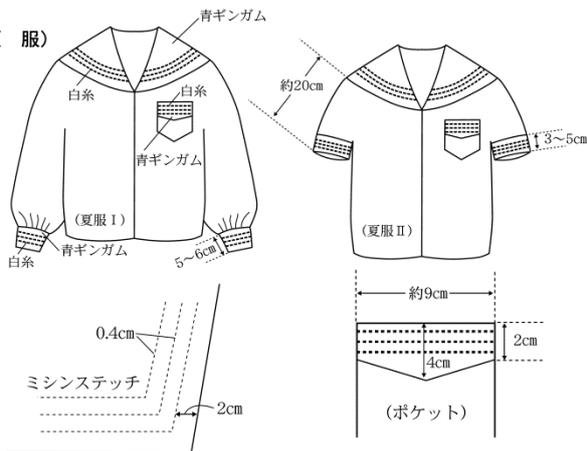
### （B型）

## タイプ B

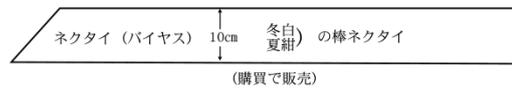
### （冬服）



### （夏服）



	地質	色	線
冬服	サージまたはカシミア・綿	黒又は紺	0.5cm巾の白線
夏服	青ギンガム 襟 袖口カフス ポケット口	白	（ミシンステッチ）



### 備考

- ※ 袖口にギャザー又はひだ
- ※ 胸当てなし
- ※ 夏服は長袖でも半袖でもよい
- ※ 上着丈は背丈+8～10cm
- ※ スカートの丈は膝の出ない程度、右図参考
- ※ プリーツ本数は24～32本とする
- ※ 校章、学年章の台地は黒色

